

以下の【事実】１から９までを読んで〔設問１〕から〔設問３〕までにそれぞれ答えよ。

【事実】

- １．X株式会社（以下「X社」という。）は、機械を製造して販売する事業を営む会社である。X社が製造する機械のうち、金属加工機械は、25の機種があり、それぞれの機種に1つの型番が付されていて、その型番はPS101からPS125までである。

Y株式会社（以下「Y社」という。）は、ナイフやフォークなど金属製の食器を製造する事業を営む会社である。Y社が製造する商品の中でも、合金を素材とするコップは、特徴的なデザインと独特の触感が好評を得ていて、人気の商品である。

A株式会社（以下「A社」という。）は、物品を販売する事業を営む会社である。A社は、従来、Y社に物品を納入してきた実績がある。
- ２．Y社は、数年ぶりに、主力商品のコップを製造するために使用する金属加工機械を更新することを決定し、これをA社から調達する方針を固め、Y社の役員であるBが、その実行に携わることとなった。Bは、これまでA社との折衝に当たってきた従業員のCに対し、A社との交渉においては、Y社の主力商品の製造に使用する高額な機械の調達であるから、諸事について慎重を期するよう指示した。
- ３．Cは、A社の担当者と相談したところ、X社製の型番PS112という番号で特定される機種の金属加工機械を調達することが適切であると考えに至った。Cの意向を知ったA社の担当者は、X社に問い合わせをし、型番PS112の機械の在庫があることを確認した。
- ４．このようにして、Y社の両社間で交渉が進められた結果、Y社は、平成20年2月1日、A社との間で、X社製の型番PS112の金属加工機械1台（新品）を代金1050万円（消費税相当額を含む。）で買い受ける旨の契約を締結した。売買代金は、まず、そのうち200万円を契約締結時に、また、残金の850万円は目的物の引渡しを受ける際に、それぞれ支払うこととされた。そして、Y社は、同日、A社に代金の一部として200万円を支払った。

なお、A社は、前記の売買契約を締結する際、型番PS112の機械をX社から近日中に売買により調達することをY社に伝えていた。
- ５．A社の担当者は、Y社との売買契約が締結された平成20年2月1日の夕刻、改めてX社の担当者に電話をし、Y社に転売する予定であることを告げた上、X社から同社製の型番PS112の金属加工機械1台（新品）を購入するに当たっての契約条件を協議した。この契約条件の中には、AX間の売買代金額（消費税相当額を含む。）を840万円とすること、内金100万円は銀行振込みとし、残金740万円についてはA社が支払のために約束手形1通を振り出して交付すること、引渡しの時期及び場所のほか、次に示す注文書の備考欄の内容の条件が含まれていた。契約条件の協議が整った後、A社の担当者はX社の担当者に対し、「後ほど発注権限のある上司の決裁を得て、正式に注文書をお送りしますのでよろしく申し上げます。」と述べた。A社の担当者は、発注権限のある上司に対し、Y社に売り渡す型番PS112の機械をX社から調達するための協議が整ったことの報告をし、その上司の決裁を得た上、次の注文書を作成し、これをX社の担当者へ送付した。この注文書の記載は、担当者間の前記の協議内容を反映するものであるが、品名欄には、型番の誤記があった。

No.0751
平成20年2月4日

注文書

X株式会社 御中

県 市 区 町 3-5-1
A株式会社
代表取締役



下記のとおりご注文いたします。

(1)	品 名	貴社製の金属加工機械(型番PS122)
(2)	数 量	1台
(3)	金 額	840万円(消費税を含む)
(4)	支払方法	内金100万円は平成20年2月12日に貴社銀行預金口座に振込み。 残金は、引渡完了の際に、弊社振出の約束手形1通を交付(額面額740万円、支払期日平成20年4月30日)。
(5)	引渡時期	平成20年2月15日
(6)	引渡場所	Y株式会社工場(県 市 町 1-4-12)に貴社から直接納品。

〔備考〕

本件機械の所有権は、弊社が上記(4)記載の代金を完済するまで貴社が留保し、代金完済時に移転するものとします。

弊社が上記(4)記載の代金の一部でも支払わない場合、貴社は、催告をすることなく直ちに契約を解除することができるものとします。

6. この注文書を受け取ったX社の担当者は、受注を決定する権限のある上司に対し、A社の担当者と協議した契約条件で型番PS112の機械の販売を受注したいと説明し、その決裁を得た上、平成20年2月7日、【事実】5記載の注文書と同一内容である注文請書をA社に送付した。なお、この注文請書においても、「(1)品名 弊社製の金属加工機械(型番PS122)」と記載されていた。同月8日、これを受け取ったA社の担当者は、確かに注文請書を受け取った旨をX社に連絡した(以下このXA間の売買契約を「本件売買契約」という)。そして、A社は、X社に対し、同月12日、代金の一部として100万円をX社の銀行預金口座に振り込んだ。

7. X社の納品作業を担当する従業員は、注文請書の写しを参照しながら納品の準備を進め、平成20年2月15日の午前に、A社との約定により直接にY社の工場に、型番PS122の機械1台を搬入しようとした。しかし、Y社の側から、調達しようとしたのは型番PS112の機械であることが指摘されたため、X社の前記従業員は、X社の受注事務担当者と連絡を取ったところ、Y社の指摘のとおりであることが確認された。そこで、いったん搬入を取りやめ、改めて同日午後型番PS112の機械1台をY社の工場に運んだ(以下この1台の機械を「動産甲」という)。Y社の担当者が、間違いなく動産甲が型番PS112の機械であることを確認し、動産甲は、滞りなく同日中にY社の工場に搬入された。

そこで、同日、Y社は、A社に対し、両社間の売買の残代金850万円を支払った。また、

A社は、X社に対し、支払期日を平成20年4月30日とするA社振出しの額面額740万円の約束手形を交付した。

- 8．動産甲の取引を担当したA社の担当者は、平成20年2月20日、Y社を訪ね、搬入の過程で機種の取り違いがあった不手際を詫び、それにもかかわらず一連の取引が無事に終了したことへの謝辞を述べた。応接に当たったCは、取引を慎重に進めるように求めた【事実】2記載のBの指示を踏まえ、XAの両社間の代金決済について特にトラブルが起きていないか、ということを経験した。これに対し、A社の担当者は、代金の一部が既に支払われていること、及び残代金の支払のため平成20年4月30日を支払期日とするA社振出しの約束手形を交付したことを説明したが、代金が完済されるまでX社が動産甲の所有権を留保していることは告げなかった。Cは、この説明を受けたことで一応納得し、直接にX社に対し取引経過を照会することはしなかった。
- 9．その後、A社は、平成20年4月30日に前記約束手形に係る手形金の支払をせず、そのころに事実上倒産した。そこで、X社は、A社に対し、【事実】5記載の注文書の備考欄の特約に基づき、同年5月2日到達の書面により、本件売買契約を解除する旨の意思表示をし、また、Y社に対し、同年5月7日到達の書面により、動産甲の返還を請求した。しかし、Y社がこれに応じないので、X社は、Y社に対し、所有権に基づき動産甲の返還を請求する訴訟を提起した（以下この訴訟を「本件訴訟」という。）

〔設問1〕 本件売買契約は、何を目的物として成立したものであると考えられるか、理由を付して結論を述べなさい。その際、【事実】5記載の注文書及び【事実】6記載の注文請書にあった型番誤記が本件売買契約の効力に影響を与えるか、錯誤の成否にも言及しつつ述べなさい。

〔設問2〕

X社のY社に対する本件訴訟において、Y社が、自己の即時取得によりX社が動産甲の所有権を喪失したことを主張しようとするときに、「A社が、平成20年2月1日、Y社との間で、【事実】4記載の売買契約を締結したこと」のほか、次に掲げる事実及び事実を主張立証する必要があると考えられるか。それぞれ理由を付して説明しなさい。

A社が、Y社に対し、平成20年2月15日、【事実】4記載の売買契約に基づき動産甲を引き渡したこと。

Y社が、の引渡しを受ける際、A社がX社に対し代金全額を弁済していない事実を知らなかったこと。

本件訴訟においてY社のする即時取得の主張に対し、X社から、それへの反論として「Y社は、A社に動産甲の所有権があると信じたことについて過失がある。」との主張がされた場合において、Y社の過失の有無を認定判断する上で、次に掲げる事実及び事実 は、どのように評価されるか。それぞれ理由を付して説明しなさい。

【事実】4記載のとおり、Y社が、A社がX社との売買により目的物を調達することを知っていたこと。

【事実】8記載のとおり、Y社が、本件売買契約の残代金が平成20年4月30日を支払期日とする約束手形で支払われることを知っていたこと。

〔設問3〕 X社は、本件訴訟において、Y社に対し、動産甲の使用料相当額の支払も併せて請求したいと考えた。X社は、どのような法的根拠に基づいて、いつからの使用料相当額の請求をすることができるか、考えられる法的根拠を一つ示し、その法的根拠が成り立つ理由及びいつからの請求をすることができるかの理由を付して説明しなさい。